

亀山市都市マスタープラン（案）に係るパブリックコメント意見とその対応

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
1	2	1.策定の目的と役割 (1)都市マスタープラン策定の目的	「この計画は、第2次亀山市総合計画（以下「総合計画」という。）及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即したものでなくてはなりません。また、市の都市計画は、この計画に即したものとする必要があります。」とあるが、「また、本計画は、第2次亀山市総合計画（以下「総合計画」という。）及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即したものとする必要があります。また、市の定める都市計画は、本計画に即したものでなくてはなりません。」という表記の方がわかりやすい。	記載内容については、同義であると考えております。	修正なし
2	2	1.策定の目的と役割 ■都市計画体系における「都市マスタープラン」の位置づけ	第2次亀山市総合計画（市町村の建設に関する基本構想）について根拠条例（亀山市総合計画条例第3条）の記述があるとよい。	「■都市計画体系における「都市マスタープラン」の位置づけ」については、都市計画法の条文による記載のみとしております。	修正なし
3	2～5	第1章 計画の大綱	本章は、計画を立案する上の基本要件であり大綱とは少し違うと考える。	本章については、現行の亀山市都市マスタープランの構成を踏まえた形で策定しており、計画の大綱としております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
4	3	2.都市マスタープランの概要 (3)計画期間	「リニア市内停車駅等の都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が想定される場合は、本計画の見直しを行います。」とあるが、プランの根幹に係る問題であるためリニアについては別枠で考えるべき。	目標年次は、おおむね 10 年後の 2027 年としておりますが、社会経済状況の変化により大きく都市の方向性が変化した場合は、計画の見直しが必要となります。そのことから、都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が想定される具体例としてリニア市内停車駅を示しております。	修正なし
5	3	2.都市マスタープランの概要 (4)都市マスタープランのねらいとめざす方向	「ねらい」と「めざす方向」は日本語の表現が違うだけであり、前都市マスタープランの評価、総括で判明した「課題」に、新たなマスタープランでどのように「対応」していくのかを示すのであれば、「課題」と「対策」「方針」のようなわかりやすい表現とすべきである。また、図表の「ねらい」と「めざす方向」は不要な内容を「整理」したというよりは、「整頓」したにすぎないのではないか。	本計画においては、第 2 章で「課題」、第 3 章で「目標」と「方針」を示しております。第 1 章の都市マスタープランの概要で示す内容については、上記と区別するため、「ねらい」と「めざす方向」という表現で記載しております。また、ねらいとめざす方向の図表については、文章の内容を「整理」したものを記載しております。	修正なし
6	3	2.都市マスタープランの概要 (4)都市マスタープランのねらいとめざす方向	ねらいとして 4 項目が記述されているが、下 2 項目は違和感があり、めざす方向についても一貫性が無い。	「都市マスタープランのねらいとめざす方向」の図表については、記載文章の方針（めざす方向）が何をねらいに示しているかを整理し、図化したものとなります。	修正なし
7	5	4.人口フレーム	将来推計人口・世帯数のグラフについて、現実に 5 万人を切っている現状から推計するべき。	将来推計人口・世帯数については、上位計画である第 2 次亀山市総合計画と整合を図るため、亀山市人口ビジョンの「将来人口の展望」により、設定しております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
8	5	4.人口フレーム	人口フレームは大綱ではなく、別枠で記載すべき。	本章については、現行の亀山市都市マスタープランの構成を踏まえた形で策定しており、計画の大綱としております。	修正なし
9	7	第2章.前都市マスタープランの評価と都市づくりに向けた主要課題	「前都市マスタープランの評価と都市づくりに向けた主要課題」を「前都市マスタープランの評価と新都市マスタープランづくりに向けた主要課題」とすべき。	今回策定の本計画を「都市マスタープラン」、平成22年策定の計画を「前都市マスタープラン」として記載しております。	修正なし
10	7	1.前都市マスタープランの評価 (1)前都市マスタープラン検証の概要	「亀山市の自然や、歴史文化資産の継承に努めました。」とあるが、保護・保存に終始し、観光や住みたい街に活用できていない。	「亀山市の自然や、歴史文化資産の継承」については、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づく事業の推進や亀山市景観計画を策定し、景観形成基準の設定を行いました。 本計画では、92～95頁に示す「景観・歴史まちづくりの方針」に基づき「都市の魅力継承と更なる向上」のための取り組みを推進するとともに、51頁に示すとおり来訪者満足度と居住者満足度を高める「まちづくり観光」の推進により、閑宿らしい観光・歴史文化、新たな魅力の創造に努めてまいります。	修正なし
11	7～8	1.前都市マスタープランの評価 (1)前都市マスタープラン検証の概要 ■前都市マスタープラン検証概要	7頁の(1)前都市マスタープラン検証の概要と8頁の■前都市マスタープラン検証概要は同じ内容のため、整理すべき。	8頁の■前都市マスタープラン検証概要については、前都市マスタープランの都市づくりの目標別に検証概要をまとめた表となります。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
12	7	1.前都市マスタープランの評価 (1)前都市マスタープラン検証の概要	「亀山市狭あい道路後退用地整備要綱」について、整備する事は必要と考えるが、その事自体を増やすことを避けるのが前提である。しかし、最近のミニ住宅団地には狭あい道路に開発されているところもある。	狭あい道路については、緊急車両が入りにくく避難路として危険であることや歩行者と自動車及び自動車同士のすれ違いが危険など様々な問題が生じております。そのため、道路幅員の確保は、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与するものと考えております。また、1,000㎡以上の住宅団地開発による狭あい道路については、増えることなく解消を図っております。	修正なし
13	7～11	1.前都市マスタープランの評価	(1)前都市マスタープラン検証の概要、(2)前都市マスタープランの総括とあるが、総括をしてその結果を踏まえて検証すべきである。	「(1)前都市マスタープラン検証の概要」については、都市づくりの目標別に前都市マスタープランの成果を示しており、「(2)前都市マスタープランの総括」では、前都市マスタープランの課題について示しております。	修正なし
14	9、10	1.前都市マスタープランの評価 (2)前都市マスタープランの総括	■小規模宅地開発の用途地域外比率の出典先が亀山市調査となっているが、検索がしやすいようにしてほしい。また、表は小規模宅地開発の用途地域外の比率を示したもので、「市街地の拡散に歯止めがかかっていない」や「用途地域外の開発が増加している」を市民向けに示すには、不十分ではないか。	小規模宅地開発の用途地域外比率については、本計画策定時にまとめたデータであるため、出典先を亀山市調査としております。また、ご指摘のとおり、用途地域外の小規模宅地開発の増加が比較できるよう修正を行います。	修正内容 ・9、10頁において、小規模宅地開発の用途地域外比率の増加を確認できるよう平成27年度までの値を()書きにて併記
15	12～15	2.市民意向の反映 (1)市民アンケートの結果概要	市民アンケートについて、どのようなものであったか内容が調べられない。	12～15頁の市民アンケート結果概要については、アンケートの設問を項目として、簡略に記載しております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
16	14	2.市民意向の反映 (1)市民アンケートの結果概要	公共施設(図書館等)の充実とあるが、なぜ図書館等と記述してあるのか。	市民アンケート調査の実施段階において、「亀山市立図書館整備基本構想」が策定され方針が示されていたことから、公共施設的具体例として、図書館等と記載しております。	修正なし
17	14	2.市民意向の反映 (1)市民アンケートの結果概要	亀山駅周辺整備事業に対して期待するもの(鉄道の利便性向上) 今後、亀山市内において必要と思われる民間サービス(複合商業施設)は、全く現実的でなくバス等での他市への移動を検討するべきである。	市民アンケートの結果では、「鉄道の利便性向上」、「複合商業施設」という回答が多く見られましたが、都市づくりに向けた課題の一つとして捉え、21頁の「都市づくりの主要課題」として整理しております。 また、バス等の公共交通については、【課題4】「都市と公共交通が連携した都市構造の実現」として整理し、ネットワークを構成する都市構造の要素として36～39頁の「(3)ネットワークの形成」において、方針を示しております。	修正なし
18	15	2.市民意向の反映 (1)市民アンケートの結果概要	「新たな住宅地の供給」、「更なる工場の誘致」、「文化施設や観光施設の整備」について、現住民の不満がないのは当たり前で、むしろ他市に住んでいる方が亀山市に住むならどうい問題があるか調査するべきである。	他市に住んでいる方の意見も参考になると認識しますが、市内の方を対象にしたアンケート結果は、今後のまちづくりにおいて重要であり、市の魅力向上による他市からの移住につながるものと考えております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
19	21 ～ 23	4.都市づくりに向けた主要課題	主要課題7つを導き出したと評価するが、必ずしも賛成しがたい。特に課題7は付け足したように感じる。	都市づくりに向けた主要課題については、前都市マスタープランの総括、市民の意向からの課題、上位・関連計画からの課題より導き出しており、課題7については、都市づくりに向けた多くの課題解決のためには、市民・地域とのさらなる協働・連携が必要であることから、重要であると考えております。	修正なし
20	22	4.都市づくりに向けた主要課題	【課題2】中心的都市拠点の強化の文章において、「人口減少」ではなく「人口は維持するも高齢化」が正しく、高齢化対策として中心的都市拠点の強化をあげるべきである。	都市基盤が整備された既成市街地（用途地域内）の人口減少率は、用途地域外よりも高くなっており、今後更なる日常生活サービス機能の利便性低下につながる可能性があり、高齢化対策も含め用途地域内への人口誘導が必要であると考えております。	修正なし
21	25	第3章全体構想 ◆計画の体系◆	都市拠点と居住地及びネットワークを構成する要素に「亀山中央、関、井田川」とあるが、都市づくりの戦略方針には「亀山駅周辺」とあり、同意語となるのか。	「亀山中央」については、「基本的な方針が都市マスタープランの一部となる亀山市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域を指すものであり、「亀山駅周辺」については、戦略方針で示す区域となり、同意語ではありません。	修正なし
22	26	3-1 都市づくりの理念と目標 1.都市づくりの理念	「都市の価値と魅力（都市力）の向上により」の書き込みがあるが、（都市力）は不要である。	立地適正化計画の基本的な考え方として、「都市の価値と魅力=都市力」という定義で示していることから、本計画における都市づくりの基本理念においても、この考え方に沿った記載としております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
23	26	3-1 都市づくりの理念と目標 1.都市づくりの理念	第2次亀山市総合計画では、「緑の健都」で述語としており、「健都」を独立させるべきではない。	都市づくりの基本理念については、第2次亀山市総合計画基本構想にある「持続的に発展し続けられる健康都市」を基に定めております。	修正なし
24	27	3-1 都市づくりの理念と目標 2.都市づくりの目標	「【目標1】都市の魅力継承と更なる向上」では、(都市力)の書き込みがないため、整合性をとるべきである。	立地適正化計画の基本的な考え方として、「都市の価値と魅力=都市力」という定義で示していることから、(都市力)の記載を行っておりません。	修正なし
25	27	3-1 都市づくりの理念と目標 2.都市づくりの目標	「【目標4】交通拠点性の強みを都市活力に活用」とあり、ここが当市にとっての売りである。もっと大胆な、リニアや鈴鹿亀山道路等を見据えた夢のある書き込みが出来ないだろうか。	リニア中央新幹線市内停車駅や鈴鹿亀山道路の市内インターチェンジについては、位置や整備時期が未定であるため、詳細な記載はしておりませんが、都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が想定される場合は、将来を見据え本計画の見直しを行います。	修正なし
26	32	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (1)都市拠点の形成 1)都市機能誘導拠点(都市機能誘導区域)	③井田川都市機能誘導区域(副次的都市拠点)の記載内容について、みどり町に特定されている。周辺の居住地は枠外と思われるが、少なくともみずほ台は枠内ではないのか。	立地適正化計画にて、井田川都市機能誘導区域を設定しておりますが、みずほ台は含まれておりません。井田川居住誘導区域には、みずほ台を含んでおります。 (参考：20頁 ■立地適正化計画全体図)	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
27	32	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (1)都市拠点の形成 1)都市機能誘導拠点	■都市機能誘導区域への誘導施設まとめ（亀山市立地適正化計画より）について、立地適正化計画策定から時間が経過しており、計画と現況にずれが生じている。立地適正化計画で井田川都市機能誘導区域に商業施設を誘導すると記載があり、昨年末に新たな商業施設が開業したが、誘導施設ではないのか。立地適正化計画の評価はどうするのか。	井田川都市機能誘導区域内にて、昨年度末に新たに開業した商業施設については、誘導施設となります。また、平成 29 年 10 月策定の立地適正化計画につきましては、おおむね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて直しを行うこととしております。	修正なし
28	32	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (1)都市拠点の形成 1)都市機能誘導拠点	■都市機能誘導区域への誘導施設まとめ（亀山市立地適正化計画より）において、井田川都市機能誘導区域の誘導施設として、定員 50 名以上の老人デイサービスセンターがあるが、なぜか。また、商業施設の誘導についてもなぜか。	立地適正化計画にて分析を行い、井田川都市機能誘導区域への誘導施設を設定しております。	修正なし
29	34	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (2)居住地（生活空間）の形成 1)拠点型居住地	JR 亀山駅周辺の中心市街地は、道路施設などが充実した区域としているが、既に改修計画があり、誤りではないか。	立地適正化計画において、亀山中央居住誘導区域の設定を行っております。亀山中央居住誘導区域の範囲については、JR 亀山駅などを中心に一定距離の圏域にて設定を行っており、この区域は教育施設や公園、道路施設などが充実した区域であります。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
30	34	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (2)居住地(生活空間)の形成 1)拠点型居住地(居住誘導区域) ③井田川居住誘導区域	井田川居住誘導区域の説明があるが、JR 井田川駅周辺の市街地と記載されており、井田川都市機能誘導区域と整合が取れていない。	立地適正化計画にて井田川居住誘導区域、井田川都市機能誘導区域を設定しております。設定については、居住誘導区域内において、都市機能を集約することにより各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める都市機能誘導区域を設定しており、区域については同一ではございません。	修正なし
31	34	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (2)居住地(生活空間)の形成 2)地域型居住地 ③既存集落地	「公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保に努めます」となっているが具体的にどうするのか。	公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保については、37・39 頁に示すとおり、既存集落地と鉄道駅との公共交通（コミュニティバス、乗合タクシー、タクシー）の連携強化による利便性向上を図ってまいります。	修正なし
32	36	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (3)ネットワークの形成 1)広域交通軸 ◆鈴鹿亀山道路	鈴鹿亀山道路について、具体的にどのように整備するのか。	具体的な内容については、79 頁の「都市施設整備の方針」において、以下のとおり示しております。 ⇒「広域的な連携機能の強化や、亀山市及び周辺市の利便性の向上を図るため重要な広域交通網であることから、早期の道路整備及び市内へのインターチェンジ機能の設置を促進します。また、インターチェンジ機能設置に伴う周辺道路網の整備についても促進します。」	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
33	37	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (3)ネットワークの形成 4)地域連携交通軸 ◆公共交通	乗合タクシーは将来的に疑問であり、助け合い自家用車の運行等も考えるべき。	乗合タクシーについては、都市構造上、ネットワークを形成する公共交通の一つであります。詳細については、「亀山市地域公共交通計画」にて示しております。	修正なし
34	37	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (3)ネットワークの形成 4)地域連携交通軸 ◆公共交通	予約制乗合タクシーは、安価なタクシーというよりは、バスの悪いところを補う公共交通であることをもっと明確にすべき。	乗合タクシーについては、都市構造上、ネットワークを形成する公共交通の一つであります。詳細については、「亀山市地域公共交通計画」にて示しております。	修正なし
35	37	3.拠点と居住地及びネットワークを構成する都市構造の要素 (3)ネットワークの形成 4)地域連携交通軸 ◆公共交通	「亀山・関テクノヒルズ周辺の産業拠点については、基幹的公共交通軸（バス）でネットワークを図ることで、居住誘導と企業誘致の連携に努める」となっているが、道路ネットワークとの組み合わせについてはどうか。	道路ネットワークの具体的な内容については、79～83頁の「都市施設整備の方針」において示しております。 亀山・関テクノヒルズ周辺の産業拠点との道路ネットワークについては、図に示すとおり、東名阪自動車道、国道1号関バイパス、都市計画道路西丸関線となります。	修正なし
36	40	4.活力の都市構造の要素 (1)産業拠点	「多様な産業の誘致」とあるが、具体的にどのように誘致を行うのか。	具体的な内容については、75～77頁の「市街地整備の方針」において、以下のとおり示しております。 ⇒「県及び開発事業者と連携し企業立地を促進します。」	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
37	41	5.安全の都市構造の要素 (1)災害対策重要地区	西日本豪雨災害に見られるように命の危険という意味で土砂崩れに伴う鉄砲水を最も警戒すべき。亀山市は、真砂土で覆われており、特に小野川は急傾斜地と住宅密集地との距離が近く、土壌分析等を徹底していただきたい。	災害対策重要地区については、拠点型居住地における洪水浸水想定区域を示しており、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めることが困難であるため、必要な防災対策を講じる地区としております。なお、土砂災害等については、96～97頁の「都市防災の方針」にて示しております。	修正なし
38	41	5.安全の都市構造の要素	水害、土砂災害の書き込みはあるが、地震、火災、風害も含めて災害に強い都市づくりが必要ではないか。	ここでは、国や県で指定を行っている災害ハザードの範囲を示し、災害対策重要地区の位置づけを行っております。都市防災については、96～97頁「6.都市防災の方針」にて示しております。	修正なし
39	41	5.安全の都市構造の要素	棕川流域（樺世町）にミニ団地が開発されている実態をどのようにとらえているのか。マスタープランと乖離している。	居住誘導区域外での住宅団地開発については、届出時に調整を行っておりますが、今後さらなる都市の拡散が予測されるため、58～61頁における「適切な土地利用の誘導」に基づき土地利用規制についての施策推進を行ってまいります。	修正なし
40	43	3-3 都市づくりの戦略方針 1.戦略方針におけるエリアの位置付けと概要 ■戦略方針の位置と概要	3.井田川地域の住宅団地の再生（多世代循環コミュニティの形成）としているが、何を指しているのか。	住宅団地の特性として一斉に高齢化と空き家発生が予測されるため、新規居住者を呼び込み、多様な世帯・世代が住み続けられる「新たな市街地」を実現するためのエリアプランとなります。具体的なエリアプランについては、ワークショップや取組体制の構築を行い、策定を行ってまいります。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
41	54	2.関宿周辺のまちづくり (4)まちづくり観光の推進イメージ 2)関宿周辺まちづくりの方向性 ④まちづくり観光を推進する組織づくり	亀山版 DMO は、何をめざすのか。	亀山版 DMO は、観光による地域経済の活性化のために、多様な主体をつなぎ合わせ地域全体の観光マネージメントを担う組織を目指しております。	修正なし
42	55	3.井田川地域の住宅団地再生 (1)エリアの範囲	住宅団地再生エリアについて、川合町、田村町、長明寺町、和田町等の生活実態や高齢化が同じような周辺地域はなぜエリアに含まれていないのか。	本計画においては、都市拠点への居住誘導を早急に実施すべき重点項目としており、エリアの設定については、立地適正化計画にて設定を行っている、井田川居住誘導区域、都市機能誘導区域の範囲としております。その他周辺の地域等については、「都市づくりの戦略方針」における施策推進を図りながら検討してまいります。	修正なし
43	55	3.井田川地域の住宅団地再生 (2)エリアの魅力と課題 ■エリアの課題	平成47年に65歳以上の人口比率が40%台に達するのが事実としても現に空き家が売れており、空き家の増加は考えにくい。また、日常生活を支援する施設や場の形成は必要であるが具体策がない。	「■エリアの課題」に示した空き家の増加は今後の予測であり、井田川地域の住宅団地再生に向けた具体的なエリアプランについては、ワークショップや取組体制の構築を行い、策定を行ってまいります。	修正なし
44	56	3.井田川地域の住宅団地再生 (3)エリアに求められる現実目標と戦略方針	方針1：現居住環境への不満を要因とした転出の抑制とあるが、何を根拠に記載してあるのか疑問。みどり町を正しく観た記述ではない。	人口減少社会に対応した住宅団地の再生は、全国的な課題であり、方針については住宅団地再生についての研究報告を基に作成しております。具体的なエリアプランについては、ワークショップや取組体制の構築を行い、策定を行ってまいります。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
45	57	3.井田川地域の住宅団地再生 (4)多世代循環コミュニティの形成（エリアプラン）イメージ 2)まちづくりのプロセス	まちづくりのプロセスが前期と後期にわけて書き込まれており、9年かけて再生計画を作り実行するとあるが、ワークショップや取組体制はだれが行うのか。実効性が感じられない。	まちづくりのプロセスで記載のある地域住民ワークショップについては、市が主体となり、地域の意見等を把握したいと考えております。取組体制については、地域住民を主人公に住宅事業者・行政・地域・大学の研究者等が連携して再生手法の検討を行うことを考えております。	修正なし
46	58	3.適切な土地利用の誘導 (3)エリアに求められる実現目標と戦略方針	市北東部には雑木林があり、市街地の拡散は続くと予想できます。市街地がなぜ空洞化しているかの分析がないなか、亀山中央居住誘導区域とりわけ駅周辺や東海道沿いに居住者を呼び込もうと計画するのか。北東部よりも住みたくなる展望を本マスタープランで示してほしい。	立地適正化計画において、市街地の空洞化について分析し、居住誘導区域を指定しております。また、本計画の43頁「都市づくりの戦略方針」に記載のとおり、拠点の衰退が進むことで、市民全体に対する日常サービスの利便性低下などに繋がることから、都市拠点への居住誘導を重点項目とし、3地区のエリアプラン及びそこへの誘導を可能にするため、土地利用制度の検討・運用を行ってまいります。	修正なし
47	60	3.適切な土地利用の誘導 (4)土地利用制度のイメージ 3)亀山市にふさわしい土地利用制度 ①居住及び都市機能誘導区域における誘導施策の推進	居住誘導区域に居住を誘導するため、公共交通の利便性向上を図るとなっているが、いつまでに何を行うのか。	居住誘導のためには、公共交通の利便性向上が必要であることから、誘導施策の推進と合わせて検討を行ってまいります。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
48	63	1.土地利用の方針 (2)土地利用の推計(土地利用フレーム)	■都市マスタープランにおける定量的目標値はなぜ可住地人口密度としたのか。人口ではいけないのか。	可住地人口密度は、市街地の適正密度の指標として活用される指標で、立地適正化計画における目標値として採用しております。このことから、本計画においても可住地人口密度を目標値としています。	修正なし
49	75	2.市街地整備の方針 (2)市街地整備の方針 1)中心的都市拠点	東町については、他地域からの来訪を前提にした商店街としての歴史的役割は終えており、住居系への転換を図るべきである。	東町周辺地域は、芸術を活用した商店街の活性化に取り組むなど、にぎわい創出のための地域活動も行われています。このような地域活動の活力をまちづくりへつなげるため、空き店舗の活用促進や事業継承による新陳代謝を進め、にぎわいある市街地形成を図ってまいります。	修正なし
50	76	2.市街地整備の方針 (2)市街地整備の方針(都市拠点) ②井田川都市機能誘導区域	井田川都市機能誘導区域は、みどり町のみなのか。みずほ台は含まれないのか。	立地適正化計画にて、井田川都市機能誘導区域を設定しておりますが、みずほ台は含まれておりません。井田川居住誘導区域には、みずほ台を含んでおります。 (参考：20頁 ■立地適正化計画全体図)	修正なし
51	76	2.市街地整備の方針 (3)市街地整備の方針(拠点型居住地) ・空き家・空き地の活用	みどり町も空き家、空き地が発生している。民間事業者が活発に動いているが行政の動きは見えない。	空き家の有効活用を図るため、新たな空き家リノベーション補助制度の策定、空き家バンク利用への補助金制度などを進めており、更なる利活用者促進のため、情報発信に努めます。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
52	82	3.都市施設整備の方針 (1)交通施設整備の方針 3) 公共交通機関 ③身近な交通手段の確保	公共交通機関の書き込みは、現状を踏まえたものであるべきであり、乗合タクシーは現状多くの問題があり見直すべきである。	乗合タクシーについては、都市構造上、ネットワークを形成する公共交通の一つであります。詳細については、「亀山市地域公共交通計画」にて示しております。	修正なし
53	82	3.都市施設整備の方針 (1)交通施設整備の方針 4)その他の交通施設 ①駅前広場等	JR 井田川駅前広場について、引き続き利便性向上に努めるとあるが、何を想定しているのか。	現在のところ、具体的な整備計画等はありませんが、引き続き利便性の維持向上に努めてまいります。	修正なし
54	83	■ 交通施設整備の方針	みずほ台の中心に用途地域として「近隣商業地域」の色分けがあるが、アパートが建設された。また、みずほ台の西に商業施設があるが用途地域の修正を行うのか。	将来の土地利用に即した用途地域の指定を検討してまいります。	修正なし
55	83	■ 交通施設整備の方針	交通施設整備の方針図における(都)西丸関線の表示と他のページに記載のある方針図・配置図では、道路表示が統一されておらず、開通後の沿線土地利用が示されていない。	3-2 将来の都市の構造(29～40 頁)における図については、将来の都市構造を示す概略図となっております。また、沿線土地利用については、73 頁の「新たな用途地域指定の検討」にて、記載しております。	修正なし

	意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
	頁				
56	84	3.都市施設整備の方針 (2)公共公益施設整備の方針 ◆市庁舎の整備	市役所の建て替え場所が決定したときのマスタープランとの関係はどうか。	3頁に記載のとおり、都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が想定される場合は、本計画の見直しを行うものとしております。	修正なし
57	85	3.都市施設整備の方針 (2)公共公益施設整備の方針 ◆公共施設等の管理	公共施設の統廃合が記載されていないが、今後の必須事業と考える。	85頁にて記載しておりますが、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などについては「亀山市公共施設等総合管理計画」に示す公共施設等の管理に関する基本方針及び施設類型ごとの管理に関する基本方針により進める考えとしております。	修正なし
58	90 ～ 91 、 96 ～ 97	4.環境形成方針 6.都市防災の方針	都市防災としての切り口は理解できるが、これまでの書き込みと重複部分があり、わかりにくい。	本計画においては課題や目標、将来の都市構造など各項目に沿った内容を示しております。また、「3-4 都市整備の方針」については、それぞれの分野において将来都市構造を実現するための方針や考え方を示しております。	修正なし